

新	旧
測量業務共通仕様書	
目次	
第2編 森林整備編	
第2章 治山測量	
第3節 山地治山等測量	
第1項 溪間工の測量	
第2212条 踏査選点	2-2-9
第2213条 中心線測量	2-2-9
第2214条 平面測量	2-2-9
第2215条 縦断測量	2-2-10
第2216条 横断測量	2-2-10
第2217条 構造物計画位置横断測量	2-2-10
第2項 山腹工の測量	
第2218条 踏査選点	2-2-10
第2219条 平面測量	2-2-10
第2220条 縦断測量	2-2-101
第2221条 横断測量	2-2-11
第3項 防風林造成の測量	
第2222条 踏査選点	2-2-11
第2223条 平面測量	2-2-11
第2224条 縦断測量	2-2-112
第2225条 横断測量	2-2-12
第4項 なだれ防止林造成の測量	
第2226条 踏査選点	2-2-12
第2227条 平面測量	2-2-12
第2228条 縦断測量	2-2-12
第2229条 横断測量	2-2-123
第5項 土砂流出防止林造成の測量	
第2230条 踏査選点	2-2-13
第2231条 平面測量	2-2-13
第2232条 縦断測量	2-2-13
第2233条 横断測量	2-2-13
第6項 保安林整備の測量	
第2234条 踏査選点	2-2-134
第2235条 平面測量	2-2-134
第2236条 縦断測量	2-2-134
第2237条 横断測量	2-2-134
測量業務共通仕様書	
目次	
第2編 森林整備編	
第2章 治山測量	
第3節 山地治山等測量	
第1項 溪間工の測量	
第2212条 踏査選点	2-2-9
第2213条 中心線測量	2-2-9
(新設)	
第2214条 縦断測量	2-2-10
第2215条 横断測量	2-2-10
第2216条 構造物計画位置横断測量	2-2-10
第2項 山腹工の測量	
第2217条 踏査選点	2-2-10
第2218条 平面測量	2-2-10
第2219条 縦断測量	2-2-101
第2220条 横断測量	2-2-11
第3項 防風林造成の測量	
第2221条 踏査選点	2-2-11
第2222条 平面測量	2-2-11
第2223条 縦断測量	2-2-112
第2224条 横断測量	2-2-12
第4項 なだれ防止林造成の測量	
第2225条 踏査選点	2-2-12
第2226条 平面測量	2-2-12
第2227条 縦断測量	2-2-12
第2228条 横断測量	2-2-123
第5項 土砂流出防止林造成の測量	
第2229条 踏査選点	2-2-13
第2230条 平面測量	2-2-13
第2231条 縦断測量	2-2-13
第2232条 横断測量	2-2-13
第6項 保安林整備の測量	
第2233条 踏査選点	2-2-134
第2234条 平面測量	2-2-134
第2235条 縦断測量	2-2-134
第2236条 横断測量	2-2-134

新	旧
第7項 水土保持山等の測量	第7項 水土保持山等の測量
第2238条 水土保持山等の測量 2-2-14	第2237条 水土保持山等の測量 2-2-14
第4節 地すべり防止の測量	第4節 地すべり防止の測量
第1項 調査に関わる測量	第1項 調査に関わる測量
第2239条 踏査選点 2-2-14	第2238条 踏査選点 2-2-14
第2240条 地形測量 2-2-14	第2239条 地形測量 2-2-14
第2241条 測線測量 2-2-14	第2240条 測線測量 2-2-14
第2項 設計に関わる測量	第2項 設計に関わる測量
第2242条 地すべり防止工の測量 2-2-145	第2241条 地すべり防止工の測量 2-2-145
第2243条 設計に関わる測量の種類 2-2-145	第2242条 設計に関わる測量の種類 2-2-145
第2244条 測線測量 2-2-15	第2243条 測線測量 2-2-15
第2245条 平面測量 2-2-15	第2244条 平面測量 2-2-15
第2246条 縦断測量 2-2-15	第2245条 縦断測量 2-2-15
第2247条 横断測量 2-2-15	第2246条 横断測量 2-2-15
第5節 治山事業における防潮工等の測量	第5節 治山事業における防潮工等の測量
第1項 深淺測量	第1項 深淺測量
第2248条 適用の範囲 2-2-16	第2247条 適用の範囲 2-2-16
第2249条 測量準備 2-2-16	第2248条 測量準備 2-2-16
第2250条 基準点測量 2-2-16	第2249条 基準点測量 2-2-16
第2251条 簡易検潮等 2-2-17	第2250条 簡易検潮等 2-2-17
第2252条 水深測量 2-2-17	第2251条 水深測量 2-2-17
第2253条 成果 2-2-19	第2252条 成果 2-2-19
第2254条 照査 2-2-20	第2253条 照査 2-2-20
第2項 汀線測量	第2項 汀線測量
第2255条 適用の範囲 2-2-20	第2254条 適用の範囲 2-2-20
第2256条 測量準備 2-2-20	第2254条 測量準備 2-2-20
第2257条 基準点測量 2-2-20	第2256条 基準点測量 2-2-20
第2258条 水準測量 2-2-20	第2257条 水準測量 2-2-20
第2259条 成果 2-2-201	第2258条 成果 2-2-201
第2260条 照査 2-2-21	第2259条 照査 2-2-20

新	旧
<p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1102条 用語の定義 <u>31. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</u> <u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u> <u>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u> <u>33. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> <u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</u> <u>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、<u>記名（署名または押印を含む）</u>したものを有効とする。</u> <u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</u></p> <p><u>35. 「検査」とは、（略）</u></p> <p><u>36. 「打合せ」とは、（略）</u></p> <p><u>37. 「修補」とは、（略）</u></p> <p><u>38. 「協力者」とは、（略）</u></p> <p><u>39. 「使用人等」とは、（略）</u></p> <p><u>40. 「立会」とは、（略）</u></p> <p><u>41. 「了解」とは、（略）</u></p> <p><u>42. 「受理」とは、（略）</u></p>	<p>第1編 共通編 第1章 総 則 第1102条 用語の定義 <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>31. 「書面」とは、<u>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。</u></u> <u>（1）緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u> <u>（2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>32. 「検査」とは、（略）</u></p> <p><u>33. 「打合せ」とは、（略）</u></p> <p><u>34. 「修補」とは、（略）</u></p> <p><u>35. 「協力者」とは、（略）</u></p> <p><u>36. 「使用人等」とは、（略）</u></p> <p><u>37. 「立会」とは、（略）</u></p> <p><u>38. 「了解」とは、（略）</u></p> <p><u>39. 「受理」とは、（略）</u></p>

新	旧
<p>第1127条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第1133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>第1127条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第1133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>

新

第2編 森林整備編
 第2章 治山測量
 第1節 治山測量に関する一般事項
 第2203条 公差及び測定方法

測量公差及び測定方法は、表2-2によるものとする。

表2-2 測量の公差及び測定方法

種別	測量器材		レベル	トータルステーション (光波測距儀)	ポケットコンパス
	区分				
水平角 又は 磁針方位	測定方法			正位・反位 1対回	前視・後視 各1回
	最小読定値			1分以内	1度以内
	公差	規定角 又は角 規約との 較差		$1.5\sqrt{n}$ (n=測点数)	
鉛直角	測定方法				前視・後視 各1回
	最小読定値			1分以内	1度
距離	測定方法		1回	2セット	2回
	最小読定値		(標尺) 0.5cm	1cm	10cm
	公差	読定 較差		2cm以内	10cm
公差	座標閉合差			距離の 総和の 1000分の1	図上距離の 総和の 100分の1
	高低閉合差		500m 往復で 5cm以内	$20\sqrt{n}$ (n=使用し た辺数)	

G.N.S.S.基準測量 (1～4級)	
水平位置の 閉合差	$\triangle S=10\text{cm}+4\text{cm}\sqrt{N}$ $\triangle S$: 既知点の成果値 と仮定三次元網 平均計算から 求めた距離 N: 既知点までの 最短辺数
	25 cm+4.5cm√N を標準とする N: 辺数
標高の 閉合差	10cm
新点 水平位置の 標準 偏差	20cm
新点 標高の 標準 偏差	

仮定三次元網平均計算による

旧

第2編 森林整備編
 第2章 治山測量
 第1節 治山測量に関する一般事項
 第2203条 公差及び測定方法

測量公差及び測定方法は、表2-2によるものとする。

表2-2 測量の公差及び測定方法

種別	測量器材		レベル	トータルステーション (光波測距儀)	ポケットコンパス
	区分				
水平角 又は 磁針方位	測定方法			正位・反位 1対回	前視・後視 各1回
	最小読定値			1分以内	1度以内
	公差	規定角 又は角 規約との 較差		$1.5\sqrt{n}$ (n=測点数)	
鉛直角	測定方法				前視・後視 各1回
	最小読定値			1分以内	1度
距離	測定方法		1回	2セット	2回
	最小読定値		(標尺) 0.5cm	1cm	10cm
	公差	読定 較差		2cm以内	10cm
公差	座標閉合差			距離の 総和の 1000分の1	図上距離の 総和の 100分の1
	高低閉合差		500m 往復で 5cm以内	$20\sqrt{n}$ (n=使用し た辺数)	

G.P.S.基準測量 (1～4級)	
水平位置の 閉合差	$\triangle S=10\text{cm}+4\text{cm}\sqrt{N}$ $\triangle S$: 既知点の成果値 と仮定三次元網 平均計算から 求めた距離 N: 既知点までの 最短辺数
	25 cm+4.5cm√N を標準とする N: 辺数
新点 水平位置の 標準 偏差	10cm
新点 標高の 標準 偏差	20cm

仮定三次元網平均計算による

新	旧
<p>第2節 基準点測量等 第1項 基準点測量等 <u>第2214条 平面測量</u> <u>1 平面測量は、中心線測量で設置した測点、溪床勾配の変化点等の地盤高及び既設構造物の高さ等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。</u> <u>(1) 平面測量</u> <u>平面測量は、トータルステーション（光波測距儀）を使用して測量する。</u> <u>(2) 簡易平面測量</u> <u>簡易山腹平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。</u> <u>2 測量に基づき、平面図、工種配置図を作成するものとする。</u></p> <p>第2215条 縦断測量 (略)</p> <p>第2216条 横断測量 (略)</p> <p>第2217条 構造物計画位置横断測量 (略)</p> <p>第2項 山腹工の測量 第2218条 踏査選点 (略)</p> <p>第2219条 平面測量 (略)</p> <p>第2220条 縦断測量 (略)</p> <p>第2221条 横断測量 (略)</p> <p>第3項 防風林造成の測量 第2222条 踏査選点 (略)</p>	<p>第2節 基準点測量等 第1項 基準点測量等 <u>(新設)</u></p> <p>第2214条 縦断測量 (略)</p> <p>第2215条 横断測量 (略)</p> <p>第2216条 構造物計画位置横断測量 (略)</p> <p>第2項 山腹工の測量 第2217条 踏査選点 (略)</p> <p>第2218条 平面測量 (略)</p> <p>第2219条 縦断測量 (略)</p> <p>第2220条 横断測量 (略)</p> <p>第3項 防風林造成の測量 第2221条 踏査選点 (略)</p>

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>第2223条 平面測量 (略)</p>	<p>第2222条 平面測量 (略)</p>
<p>第2224条 縦断測量 (略)</p>	<p>第2223条 縦断測量 (略)</p>
<p>第2245条 横断測量 (略)</p>	<p>第2224条 横断測量 (略)</p>
<p>第4項 なだれ防止林造成の測量 第2226条 踏査選点 (略)</p>	<p>第4項 なだれ防止林造成の測量 第2225条 踏査選点 (略)</p>
<p>第2227条 平面測量 (略)</p>	<p>第2226条 平面測量 (略)</p>
<p>第2228条 縦断測量 (略)</p>	<p>第2227条 縦断測量 (略)</p>
<p>第2229条 横断測量 (略)</p>	<p>第2228条 横断測量 (略)</p>
<p>第5項 土砂流出防止林造成の測量 第2230条 踏査選点 (略)</p>	<p>第5項 土砂流出防止林造成の測量 第2229条 踏査選点 (略)</p>
<p>第2231条 平面測量 (略)</p>	<p>第2230条 平面測量 (略)</p>
<p>第2232条 縦断測量 (略)</p>	<p>第2231条 縦断測量 (略)</p>
<p>第2233条 横断測量 横断測量は、第22205条に準ずるものとする。</p>	<p>第2232条 横断測量 横断測量は、第2220条に準ずるものとする。</p>
<p>第6項 保安林整備の測量 第2234条 踏査選点 (略)</p>	<p>第6項 保安林整備の測量 第2233条 踏査選点 (略)</p>

新	旧
<p>第2235条 平面測量 平面測量は、第2231条に準ずるものとする。</p> <p>第2236条 縦断測量 縦断測量は、第2232条に準ずるものとする。</p> <p>第2237条 横断測量 横断測量は、第2225条に準ずるものとする。</p> <p>第7項 水土保全治山等の測量 第2238条 水土保全治山等の測量 (略)</p> <p>第4節 地すべり防止の測量 第1項 調査に関わる測量 第2239条 踏査選点 (略)</p> <p>第2240条 地形測量 (略)</p> <p>第2241条 測線測量 (略)</p> <p>第2項 設計に関わる測量 第2242条 地すべり防止工の測量 (略)</p> <p>第2243条 設計に関わる測定の種類 (略)</p> <p>第2244条 測線測量 1 測線測量は、第22492241条に準ずるものとする。 (略)</p> <p>第2245条 平面測量 1 平面測量は、第2240条に準ずるものとする。 2 主測線、副測線、横断線と関連させるとともに、調査ボーリング等の位置を測量杭にて明確に表す。 3 測定の成果に基づき平面図（地形図）を作成する。図面の縮尺は1／500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1／1,000又は1／2,000等とすることができるものとする。</p>	<p>第2234条 平面測量 平面測量は、第22301条に準ずるものとする。</p> <p>第2235条 縦断測量 縦断測量は、第22312条に準ずるものとする。</p> <p>第2236条 横断測量 横断測量は、第22245条に準ずるものとする。</p> <p>第7項 水土保全治山等の測量 第2237条 水土保全治山等の測量 (略)</p> <p>第4節 地すべり防止の測量 第1項 調査に関わる測量 第2238条 踏査選点 (略)</p> <p>第2239条 地形測量 (略)</p> <p>第2240条 測線測量 (略)</p> <p>第2項 設計に関わる測量 第2241条 地すべり防止工の測量 (略)</p> <p>第2242条 設計に関わる測定の種類 (略)</p> <p>第2243条 測線測量 1 測線測量は、第22492241条に準ずるものとする。 (略)</p> <p>第2244条 平面測量 1 平面測量は、第2239条に準ずるものとする。 2 主測線、副測線、横断線と関連させるとともに、調査ボーリング等の位置を測量杭にて明確に表す。 3 測定の成果に基づき平面図（地形図）を作成する。図面の縮尺は1／500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1／1,000又は1／2,000等とすることができるものとする。</p>

新	旧
<p>第2246条 縦断測量 (略)</p> <p>第2247条 横断測量 (略)</p> <p>第5節 治山事業における防潮工等の測量 第1項 深浅測量</p> <p>第2248条 適用の範囲 (略)</p> <p>第2249条 測量準備 (略)</p> <p>第2250条 基準点測量 (略)</p> <p>第2251条 簡易検潮等 (略)</p> <p>第2252条 水深測量 (略)</p> <p>第2253条 成果 (略)</p> <p>第2254条 照査 (略)</p> <p>第2項 汀線測量</p> <p>第2255条 適用の範囲 (略)</p> <p>第2256条 測量準備 測量準備は、第2249条測量準備を適用する。</p> <p>第2257条 基準点測量 基準点測量は、第2250条基準点測量を適用する。</p> <p>第2258条 水準測量 (略)</p>	<p>第2245条 縦断測量 (略)</p> <p>第2246条 横断測量 (略)</p> <p>第5節 治山事業における防潮工等の測量 第1項 深浅測量</p> <p>第2247条 適用の範囲 (略)</p> <p>第2248条 測量準備 (略)</p> <p>第2249条 基準点測量 (略)</p> <p>第2250条 簡易検潮等 (略)</p> <p>第2251条 水深測量 (略)</p> <p>第2252条 成果 (略)</p> <p>第2253条 照査 (略)</p> <p>第2項 汀線測量</p> <p>第2254条 適用の範囲 (略)</p> <p>第2255条 測量準備 測量準備は、第2248条測量準備を適用する。</p> <p>第2256条 基準点測量 基準点測量は、第2249条基準点測量を適用する。</p> <p>第2257条 水準測量 (略)</p>

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>第2259条 成果 (略)</p> <p>第2260条 照査 照査は、第2254条照査を適用する。</p>	<p>第2258条 成果 (略)</p> <p>第2259条 照査 照査は、第2253条照査を適用する。</p>